

特別養護老人ホーム 二本松いわしろ紀行 利用料金表

通常入居

○介護老人福祉施設
(ユニット型個室)

社会福祉法人 謫々
特別養護老人ホーム二本松いわしろ紀行
〒964-0314 二本松市西勝田字杉内10番地
でんわ：0243-24-5225
FAX：0243-65-2225
事業所番号《0771000569》

ユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅰ） 令和 3年 8月現在

	利用負担段階	◆一部負担	居住費	食事負担額	日 額	月 額 (30日)
※特例入居のみ 要介護1	第1段階	652 円	820 円	300 円	1,772 円	53,160 円
	第2段階		820 円	390 円	1,862 円	55,860 円
	第3段階①		1,310 円	650 円	2,612 円	78,360 円
	第3段階②		1,310 円	1,360 円	3,322 円	99,660 円
	第4段階		2,006 円	1,445 円	4,103 円	123,090 円
	2割負担	1,304 円	2,006 円	1,445 円	4,755 円	142,650 円
	3割負担	1,956 円			5,407 円	162,210 円
※特例入居のみ 要介護2	第1段階	720 円	820 円	300 円	1,840 円	55,200 円
	第2段階		820 円	390 円	1,930 円	57,900 円
	第3段階①		1,310 円	650 円	2,680 円	80,400 円
	第3段階②		1,310 円	1,360 円	3,390 円	101,700 円
	第4段階		2,006 円	1,445 円	4,171 円	125,130 円
	2割負担	1,440 円	2,006 円	1,445 円	4,891 円	146,730 円
	3割負担	2,160 円			5,611 円	168,330 円
要介護3	第1段階	793 円	820 円	300 円	1,913 円	57,390 円
	第2段階		820 円	390 円	2,003 円	60,090 円
	第3段階①		1,310 円	650 円	2,753 円	82,590 円
	第3段階②		1,310 円	1,360 円	3,463 円	103,890 円
	第4段階		2,006 円	1,445 円	4,244 円	127,320 円
	2割負担	1,586 円	2,006 円	1,445 円	5,037 円	151,110 円
	3割負担	2,379 円			5,830 円	174,900 円
要介護4	第1段階	862 円	820 円	300 円	1,982 円	59,460 円
	第2段階		820 円	390 円	2,072 円	62,160 円
	第3段階①		1,310 円	650 円	2,822 円	84,660 円
	第3段階②		1,310 円	1,360 円	3,532 円	105,960 円
	第4段階		2,006 円	1,445 円	4,313 円	129,390 円
	2割負担	1,724 円	2,006 円	1,445 円	5,175 円	155,250 円
	3割負担	2,586 円			6,037 円	181,110 円
要介護5	第1段階	929 円	820 円	300 円	2,049 円	61,470 円
	第2段階		820 円	390 円	2,139 円	64,170 円
	第3段階①		1,310 円	650 円	2,889 円	86,670 円
	第3段階②		1,310 円	1,360 円	3,599 円	107,970 円
	第4段階		2,006 円	1,445 円	4,380 円	131,400 円
	2割負担	1,858 円	2,006 円	1,445 円	5,309 円	159,270 円
	3割負担	2,787 円			6,238 円	187,140 円

◆一部負担金は、『介護保険負担割合証』に記載されている割合に応じた負担になります。

【食費の追加費用について】

当施設では年に数回、季節ごとの行事食や、イベント食の提供がございます。その際、材料費等での追加費用が

200～500円ほど発生する場合がございます。予めご了承下さい。

介護保険対象加算（対象となる場合の算定となります）

※1割負担の場合

	加算項目	内 容	◆日 額	◆月 額 (30日)
その他加算料金	初期加算	入所日から30日以内の期間（30日以上入院後の再入所の場合も同様）	30 円	900 円
	安全対策体制加算	組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合（入所日1回のみ）	—	20 円
	個別機能訓練加算（Ⅰ）	機能訓練指導員が配置され、当該計画書に基づいて機能訓練を実施している場合	12 円	360 円
	個別機能訓練加算（Ⅱ）	厚労省への情報提供をし、機能訓練の有効な実施に必要な情報を活用した場合	—	20 円
	ADL維持等加算（Ⅰ）	身体機能の評価基準に基づいた評価を厚労省に提出し、身体機能の向上を図った場合	—	30 円
	ADL維持等加算（Ⅱ）	上記加算の対象者が一定基準を超えた場合	—	60 円
	栄養マネジメント強化加算	入居者ごとの継続的な栄養管理を計画的に実施した場合	11 円	330 円
	看護体制加算（Ⅰ）□	常勤の看護師を1名以上配置している場合	4 円	120 円
	看護体制加算（Ⅱ）□	常勤看護師の配置と24時間の連絡体制を確保している場合	8 円	240 円
	夜勤職員配置加算（Ⅱ）□	夜勤を行う職員が最低基準を1人以上配置している場合	18 円	540 円
	外泊時費用	入院または居宅における外泊を認めた場合（6日を限度）	246 円	—
	療養食加算 ※1食6円×3食	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合	18 円	540 円
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	介護福祉士が80%以上配置している場合	22 円	660 円
	日常生活継続支援加算（Ⅱ）	見守り機器などのテクノロジーを計画的に導入、実施している場合	46 円	1,380 円
	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	認知症介護の専門研修を修了した者が一定数配置され、認知症ケアが実施されている場合	3 円	90 円
	認知症専門ケア加算（Ⅱ）	認知症に関する研修や計画作成が定期的に行われている場合	4 円	120 円
	自立支援促進加算	医学的評価のもと、計画的に自立支援の促進が行われている場合	—	300 円
	経口維持加算（Ⅰ）	経口による食事摂取を続けるための計画に基づいて栄養管理を行った場合	—	400 円
	経口維持加算（Ⅱ）	歯科医師または歯科衛生士を巻き込んで経口による食事摂取支援を行った場合	—	100 円
	口腔衛生管理体制加算（Ⅰ）	歯科衛生士が月に2回以上口腔ケアを行い、介護職員に対して具体的な技術指導を行った場合	—	90 円
	口腔衛生管理体制加算（Ⅱ）	厚労省への情報提供をし、口腔衛生管理の有効な実施に必要な情報を活用した場合	—	110 円
	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	褥瘡ケア計画書に基づいて褥瘡管理を行った場合（3ヶ月に1回を限度）	—	3 円
	排せつ支援加算（Ⅰ）	排せつの介護度を軽減する為の取り組みを計画的に行った場合	—	10 円
	科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	入居者ごとの基本的な情報を厚労省に提出し、サービス計画に有効に活用している場合	—	40 円
	科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	上記に加え、より詳細の情報を共有している場合	—	50 円
	看取り介護加算	1) 死亡日以前31日以上45日以下 2) 死亡日以前4日以上30日以下 3) 死亡日前日及び前々日 4) 死亡日当日	72 144 680 1,280 円	—
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1ヶ月の所定単位数（一部負担+加算項目）につき原則加算	指定単位数に8.3%を乗じた金額	
	特定処遇改善加算（Ⅰ）	1ヶ月の所定単位数（一部負担+加算項目）につき原則加算	所定単位数に2.7%を乗じた金額	

◆一部負担金は、『介護保険負担割合証』に記載されている割合に応じた負担になります。

介護保険対象外

	料金項目	内 容	料 金
別途料金	食事等管理費	食事提供等に関する管理運営費	100円/日
	理美容代	委託業者による理美容料金	実 費
	電気製品使用料	施設内で電気製品を使用した場合	実 費
	日用品費	日常生活上必要な物品	実 費

○ 利用料金は法令改正や施設の体制等により変更になることがあります。